

VI 上場前の株式等の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当て等について

東証では、国内の他の金融商品取引所に上場していない未上場会社が東証へ直接上場を申請する場合、株式公開の公正性を確保する観点から、株式上場実現の蓋然性が高い時期における申請会社の第三者割当等による募集株式等の割当てやストックオプションとしての新株予約権の割当てを行うことを通じて、特定の者が株式上場に際して短期間に利益を得る行為を防止するため、次の1及び2を義務付けています。

以下、この項において、その具体的な内容を説明します。

<適用範囲>

次に該当する者を除くすべての申請会社に適用します（以下「VII 新規上場時の公募又は売出しについて」において同じ。）。

- (1) 国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券等の発行者
- (2) テクニカル上場規定の適用を受ける申請会社
- (3) 外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている内国株券等の発行者
- (4) 上場会社、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている内国株券等の発行者の人的分割によりその事業を継承する会社（当該承継する事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であって、当該人的分割前に新規上場申請を行う場合の申請会社
(規程第217条、規則第231条)

1 上場前の株式等の譲受け又は譲渡について

(1) 上場前の株式等の移動の状況に関する記載

特別利害関係者等（注1）が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日（注2）から上場日の前日までの期間において、申請会社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を東証が適当と認める書類（注3）に記載するものとします。ただし、申請会社の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りではありません。

（規則第253条）

（注1）「特別利害関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 申請会社の特別利害関係者（開示府令第1条第31号イに規定する特別利害関係者）
- ② 申請会社の大株主上位10名（申請会社の従業員持株会を除きます。）
- ③ 申請会社の人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社）並びにこれらの役員
- ④ 金融商品取引業者等並びにその役員、人的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する人的関係会社）及び資本的関係会社（開示府令第1条第31号ハに規定する資本的関係会社）

（注2）例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいいます。

（規則第253条第1項）

（注3）東証が適当と認める書類とは、「Iの部」をいい、申請会社は、当該「Iの部」の中の「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、価格の算定根拠を記載するものとします。なお、価格の算定根拠の記載にあたっては、「有価証券上場規程施行規則別添7、価格の算定根拠の記載について」及び「具体的記載例」を参考として、投資者にとって分かりやすい内容となるように配慮してください。

（規則第253条第2項）

(2) 上場前の株式等の移動に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、上場前の株式等の移動の状況に関する記載の内容についての記録を保存するものとします。

申請会社は、この記録について、東証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

なお、申請会社が記録の提出に応じない場合、東証は、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない旨を公表することができます。

また、東証は、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が

明らかに正確でなかったと認められるときは、当該申請会社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

(規則第 254 条)

2 上場前の第三者割当等による募集株式の割当て等について

(1) 第三者割当等による募集株式の割当て及び所有に関する規制について

- a. 申請会社が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後において、第三者割当等（注 1）による募集株式（会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資をいいます。）の割当てを行っている場合には、当該申請会社及び割当てを受けた者の二者が、書面により当該募集株式の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の東証が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面の写しを東証に提出するものとし、申請会社が、当該書面の写しの提出を行わないときには、東証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。なお、募集株式の割当てを行っているかどうかの認定は、募集株式に係る払込期日又は払込期間の最終日を基準として行います。（注 2）

(規則第 255 条第 1 項)

(注 1) 募集株式の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株式に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募、株主割当又は優先出資者割当以外の方法をいいます。

(注 2) 申請会社が①他社を吸収合併する場合や、②株式交換により他社を完全子会社化する場合に発行される株式、若しくは③申請会社が株式移転により設立されている場合の設立時に発行された株式などは、いわゆる「第三者割当等による募集株式の割当て」には該当しません。しかし、①、②の場合における当該他社、若しくは③の場合における株式移転の対象となった会社において、申請会社の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後に第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合には、特定の者による短期利得の防止という規則の趣旨に鑑み、申請会社株式の継続保有に関する確約等を要請することがあります。

- (a) 上記に規定する「募集株式の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の東証が必要と認める事項」とは、次のとおりです。

(規則第 255 条)

イ 継続所有

割当てを受けた者は、割当てを受けた株式（以下「割当株式」といいます。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において割当

株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(注)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式及び新株予約権(以下、「割当株式に係る取得株式等」といいます。)についても同日まで所有すること。

(注)「転換」とは、株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付することをいい、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいいます。

(規則第255条第1項第1号)

ロ 譲渡等を行う場合の申請会社への報告

割当てを受けた者は、割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ申請会社に書面により通知するとともに、事後において申請会社にその内容を報告すること。

(規則第255条第1項第2号)

ハ 譲渡等を行う場合の東証への報告書の提出

申請会社は、割当てを受けた者が割当株式又は割当株式に係る取得株式等の譲渡を行った場合には当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場申請日以前に行われたときには上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、東証に提出すること。

(規則第255条第1項第3号)

ニ 所有状況についての東証からの照会に対する申請会社の東証への報告

申請会社は、割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況を東証に報告すること。

(規則第255条第1項第4号)

ホ 所有状況についての東証からの照会に対する割当てを受けた者の申請会社への報告

割当てを受けた者は、申請会社から上記ニに規定する割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

(規則第255条第1項第5号)

へ 公衆縦覧の同意

割当てを受けた者は、継続所有に係る確約書の内容及び割当株式又は取得株式等の譲渡を行った場合におけるその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。

(規則第 255 条第 1 項第 6 号)

ト その他東証が必要と認める事項

(規則第 255 条第 1 項第 7 号)

(b) 確約を証する書面の提出時期

イ 上場申請日前に募集株式の割当てを行っている場合

上場申請日にご提出いただきます。

ロ 上場申請日以後に募集株式の割当てを行っている場合

当該割当て後遅滞なく提出するものとします。ただし東証が上場を承認する日の前日を超えることはできません。

(規則第 255 条第 2 項)

なお、確約を証する書面(確約書)は、「A 新規上場申請に係る提出書類等」に掲載した参考様式に準じて作成することとします。

b. 第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が、前記 a. に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、東証は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとることとします。

(規則第 255 条第 3 項)

ただし、次のいずれかに該当し、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合はこの限りではないものとします。

(規則第 256 条)

(a) 割当てを受けた者が、その経営の著しい不振により割当株式又は取得株式等の譲渡を行う場合

(規則第 256 条第 1 項第 1 号)

(b) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

(規則第 256 条第 1 項第 2 号)

c. 申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において、当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を東証に提出し、当該書面を公衆の縦覧に供することに同意することが必要です。書面は、当該第三者割当等による募集株式又は取得株式等の譲渡が上場申請日前に行われた場合には上場申請日に、上場申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちにご提出いただきます。

(規則第 256 条第 2 項)

- d. 申請会社は、第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者の当該募集株式の所有状況に関して東証から照会を受けた場合には、当該募集株式の所有状況に係る報告を行う必要があります。東証への報告は、申請会社が必要に応じて割当てを受けた者に対し割当株式又は当該割当株式に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく行う必要があります。

(規則第 256 条第 3 項)

なお、申請会社は、上場会社となった後においても、確約に定める期間内にあつてはこの規制の適用を受けます。

(規則第 256 条第 4 項)

Q1：制限期間中の第三者割当等による自己株式の処分については、継続所有の確約対象となりますか？

A1：会社法において、自己株式の処分の手続きが新株発行と同一の手續に服するものと整理されたことを踏まえ、制限期間中の第三者割当等による自己株式の処分についても継続所有の確約対象となります。

なお、募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる、第三者割当等による自己新株予約権の処分についても、同様の取扱いとなります。

Q2：上場前に募集株式の割当てが行える実質的な最終日はいつですか？

A2：「I の部」等への開示の確保及び開示状況の審査並びに継続所有の確約が締結されているかどうかの確認のために、規則上、上場承認の前日までに当該募集株式の割当てに関する確約書の提出を求めています。従いまして、上場承認日以降に確約の締結を行うような割当ては実質的に行えません。また、上場前の第三者割当等による募集新株予約権の割当てについても同様の取扱いとなります。

なお、上場承認日とは、東証が対外的に申請会社の上場を承認・公表する日のことを指します。

Q3：継続所有期間中の割当株式について、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換が行われたときには、当該割当株式に係る取得株式等の取扱いはどうなりますか？

A3：継続所有期間中の割当株式について、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換が行われたときには、当該割当株式に係る取得株式等についても継続所有の確約等の対象となります。従って、当該割当株式に係る取得株式等についても継続所有する旨を確約書上に記載していない場合には、申請の不受理となりますのでご注意ください。

なお、当該割当株式に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当株式に係る継続所有期間となります。

Q4：申請会社及び割当てを受けた者が書面により確約を締結する時期としてはいつが適当ですか？

A4：第三者割当等による募集株式の割当てを受けた者は、当該割当株式を原則として割当てを受けた日から上場日以後6か月を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有することになっていきますので、その内容を含む確約は割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日前に原則として締結してください。

同様に第三者割当等による新株予約権の割当てを行った場合にも、割当日より継続所有の義務が生じますので、確約は割当日前に原則として締結してください。

一割当株式の譲渡及び継続所有について一

規則第 256 条第 1 項第 2 号に規定する「その他社会通念上やむを得ないと認められる場合」として取り扱うケースは次のような例があげられます（割当株式に係る取得株式等についても同様の取扱いとなります。）。

なお、第三者割当等による募集新株予約権の割当てを行っている場合については規則第 258 条第 1 項第 2 号により準用されます。

1. 割当株式の移動前後の所有者に実態的な同一性が認められるケース

【例 1】新たに 100%子会社のベンチャーキャピタルを設立し、当該子会社へ投資事業を譲渡する場合

【例 2】持株会社化による 100%子会社の新設に伴う事業譲渡の場合

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 譲渡価格が割当時の価格と同額であること

<確認書類>

- 継続所有等に係る確約を証する書面
- 割当株式の譲渡価格に係る契約内容を証する書面

2. 譲渡による割当株式の移動が実質的な所有者は変わらない形式的な移動であると認められるケース

【例 1】従業員持株会からの従業員の脱退に伴う割当株式の譲渡の場合

<条件>

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後 6 か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後 1 年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 脱退理由が従業員の退職に伴うものであること

<確認書類>

- 継続所有等に係る確約を証する書面

【例2】A社の厚生年金基金の積立額不足に充当するために、第三者割当等により割当てられた募集株式を退職給付信託に拠出するために信託銀行等に形式的に当該割当株式を移動する場合

＜条件＞

- 募集株式の割当てを受けた者が当該割当株式の譲渡前の制限期間中において継続所有を行っていること
- 譲渡された割当株式について、譲渡を受けた者が、上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで継続所有する旨確約していること
- 当該信託からの収益はA社の厚生年金掛金支払いにのみ充当されること
- 信託財産の処分、払戻し、議決権行使がA社の指示によるものである等、株主としての権利関係において実質的にA社が保有しているのと同様であること

＜確認書類＞

- 継続所有等に係る確約を証する書面

3. 募集株式の割当てにおいて当該割当株式の継続所有に係る確約を行っていないやむを得ない事情が認められるケース

【例】公開予定時期の前倒しにより過去に行われた第三者割当等による募集株式の割当てについて継続所有義務が事後的に発生する場合

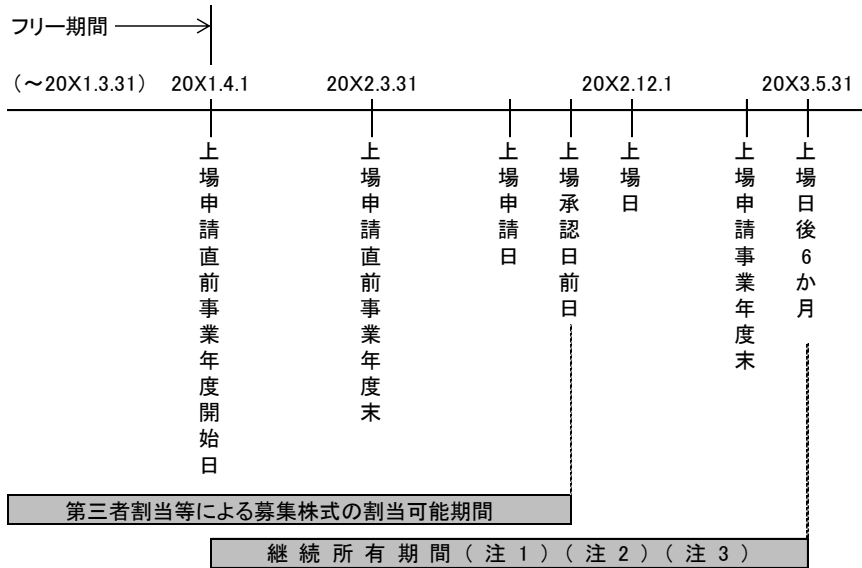
＜条件＞

- 割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以降、当該割当株式の移動が生じていないこと
- 公開予定時期の前倒し決定後、速やかに継続所有に係る「確約書」を締結していること

＜確認書類＞

- 継続所有等に係る確約を証する書面
- 申請会社及び割当てを受けた者の連名により、割当株式の譲渡が行われていないことを確認した書面。ただし、申請会社の定款により割当株式の譲渡制限に係る定めがある場合又は株券の不発行制度により割当てを受けた者が割当株式を所持していない場合には、当該割当株式の譲渡が行われていないことを申請会社が確認した書面でも可

<参考> 募集株式の割当及び継続所有に関する規制の概略



- (注1) 上市申請日の直前事業年度末日の1年前の日以後において行われた第三者割当等により割り当てられた募集株式(当該割当株式に係る取得株式等を含みます。)が対象となります。
- (注2) 上市日以後6か月間を経過する日が割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日から1年間経過していない場合は、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日から1年間経過する日までが継続所有期間となります。
- (注3) 割当株式に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当株式に係る継続所有期間となります。

(2) 第三者割当等による募集新株予約権の割当て及び所有に関する規制について

上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後における第三者割当等による募集新株予約権(「(3)ストックオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について」に記載する「ストックオプションとしての新株予約権」を除きます。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含みます。)についても、第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を行います(以下、第三者割当等により割当てを受けた募集新株予約権を「割当新株予約権」といいます。)

また、募集新株予約権の割当てを行っているかどうかの認定は、割当日を基準として行いません。

(規則第259条第1項)

Q1：募集新株予約権を割り当てた状態での上場は可能ですか？

A1：募集新株予約権を割り当てた状態での上場は可能です。

なお、東証では転換社債型新株予約権付社債券の上場制度を設けていますが、株式の上場と同時に転換社債型新株予約権付社債券を上場させることはできません。未上場の申請会社については、価格形成及び投資者保護の観点から、新規上場日に複数の銘柄が同時に上場することは避ける必要があるからです。従いまして、転換社債型新株予約権付社債券の上場は株式の初値決定日の翌日以降一定期間経過後に行うこととなります。なお、初値決定日からの一定期間については、投資者への周知期間・証券会社の準備期間等を勘案し決定します。

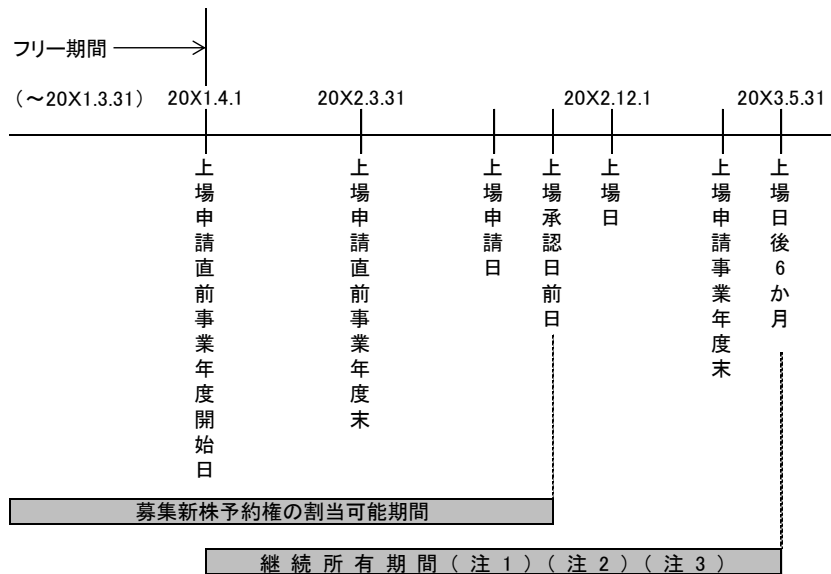
Q2：継続所有期間中の割当新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式及び新株予約権(以下、「割当新株予約権に係る取得株式等」といいます。)について、継続所有期間は変更されますか？

A2：継続所有期間中の割当新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該割当新株予約権に係る取得株式等についても、継続所有の確約等の対象となりますが、当該割当新株予約権に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当新株予約権に係る継続所有期間となりますので、継続所有期間に変更はありません。

Q3：フリー期間（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日の前日以前）に割り当てられた募集新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が行われたときには、当該割当新株予約権に係る取得株式等について、継続所有に係る確約の締結は必要ですか？

A3：フリー期間に割り当てられた募集新株予約権について他の種類の株式等への転換又は行使が上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた場合であっても、当該割当新株予約権に係る取得株式等について、継続所有に係る確約の締結は必要ありません。

<参考>募集新株予約権の割当及び継続所有に関する規制の概略



- (注1) 上場申請日の直前事業年度末日の1年前の日以後において割り当てられた募集新株予約権（当該割当新株予約権に係る取得株式等を含みます。）が対象となります。
- (注2) 上場日以後6か月間を経過する日が割当新株予約権の割当日から1年間を経過していない場合は、割当新株予約権の割当日から1年間経過する日までが継続所有期間となります。
- (注3) 割当新株予約権に係る取得株式等の継続所有期間は、当初の割当新株予約権に係る継続所有期間となります。

(3) ストックオプションとしての新株予約権の割当て及び所有に関する規制について

- a. ストックオプションとしての新株予約権とは、申請会社が役員又は従業員等（注1）に報酬として割り当てた（注2）新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限ります。）であって、次の（a）及び（b）を満たす場合における当該新株予約権をいいます。

（注1）「役員又は従業員等」とは、①申請会社の役員又は従業員、②申請会社の子会社の役員又は従業員をいいます。ここでの役員とは役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含みます。）をいいます。なお、弁護士、会計士、顧問、大学教授等の会社協力者等や入社前の者は「役員又は従業員等」には該当しません。また、契約社員についても、原則「役員又は従業員等」には該当しません。

（注2）報酬としての割当てには、役員又は従業員等に新株予約権の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権を有償で割り当てる場合その他の有償で割り当てる場合を含みます。なお、割当てを行っているかどうかの認定は、割当日を基準とします。

（規則第259条第3項）

- （a）申請会社とストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により当該新株予約権の継続所有、譲渡時及び東証からの当該所有状況に係る照会時の東証への報告並びに当該書面の公衆縦覧その他東証が必要と認める事項の確約を行っていること。

なお、東証が必要と認める事項とは次のとおりです。

イ 継続所有

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、当該新株予約権を、原則として当該新株予約権の割当日から上場日の前日又は当該新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。

ロ 譲渡等を行う場合の東証への報告書の提出

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が当該新株予約権の譲渡を行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、日付、価格並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が上場日前に行われたときは上場申請のときに、上場申請日以後に行われたときには譲渡後直ちに、東証に提出すること。

ハ 所有状況についての東証からの照会に対する申請会社の東証への報告

申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の所有状況に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、必要に応じて当該新株予約権の割当てを受けた者に

対し当該新株予約権の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく新株予約権の所有状況を東証に報告すること。

ニ 所有状況についての東証からの照会に対するストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者の申請会社への報告

ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者は、申請会社から上記ハに規定する新株予約権の所有状況に係る確認を受けた場合には、直ちにその内容を申請会社に報告すること。

ホ 公衆縦覧の同意

割当てを受けた者は、継続所有に係る確約書の内容及び割当てを受けたストックオプションとしての新株予約権の譲渡を行った場合におけるその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除きます。）。

ヘ その他東証が必要と認める事項

(b) 東証が定めるところにより必要と認める書面が提出されていること

イ 提出書類

- ・ 継続所有等に関する確約を証する書面

なお、確約を証する書面（確約書）は、「A 新規上場申請に係る提出書類等」に掲載した参考様式に準じて作成することとします。

- ・ 申請会社が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権の割当てを行うものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含みます。）の内容を証する書面

（規則第 259 条第 1 項第 2 号 b）

- ・ 申請会社と申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

（規則第 259 条第 1 項第 2 号 c）

ロ 提出時期

- ・ 上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の割当てを行っている場合上場申請日にご提出いただきます。
- ・ 上場申請日の後にストックオプションとしての新株予約権の割当てを行っている場合当該新株予約権の割当て後遅滞なくご提出いただきます。ただし、上場を承認する日の前日を超えることはできません。

（規則第 259 条第 2 項）

b. 上場申請の不受理又は受理の取消し

申請会社からストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、確約に基づく

所有を現に行っていない場合（東証が適当と認める場合（注）を除きます。）には、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

（注）東証が適当と認める場合とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっているストックオプションとしての予約権を譲渡した後、申請会社が当該譲渡に係るストックオプションとしての新株予約権を速やかに適正な手続きにより失効させており、かつ、当該ストックオプションとしての新株予約権の行使が行われていない場合をいいます。

（規則第 259 条第 1 項）

c. スtockオプションとしての新株予約権の行使又は転換によって交付を行った株式又は新株予約権に関する規制

申請会社が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日から上場日の前日までの期間においてストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換（上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後に割り当てられた新株予約権に係るものに限ります。）による株式又は新株予約権の交付を行っている場合には、当該株式及び新株予約権についても、上場日の前日まで第三者割当等による募集株式の割当てと同様の規制を受けます。

（規則第 260 条）

（a）提出書類及び提出時期

イ 上場申請日前にストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合
以下の書類を上場申請日にご提出いただきます。

- ・ 継続所有等に関する確約を証する書面（注）
- ・ 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含みます。）の内容を証する書面
- ・ 申請会社と上記の株主総会決議及び取締役会決議により新株予約権の割当てを受ける者との新株予約権の割当てに関する契約内容を証する書面

ロ 上場申請日の後にストックオプションとしての新株予約権を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を行っている場合
以下の書類を当該株式又は新株予約権の交付後遅滞なくご提出いただきます。ただし、上場日の前日を超えることはできません。

- ・ 継続所有等に関する確約を証する書面（注）

（注）上述の a. (b)イの「継続所有等に関する確約を証する書面」を申請日に提出され、転換後も継続所有する旨の確約をいただいている場合には、提出は不要です。

（規則第 260 条第 2 項第 2 号）

(b) 上場申請の不受理又は受理の取消し

上記 (a) の書面の提出を行わないときは、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

(規則第 260 条第 4 項)

また、ストックオプションとしての新株予約権の行使又は転換による株式又は新株予約権の交付を受けた者が、確約に基づく所有を現に行っていない場合には、東証は、上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとります。

ただし、次のいずれかに該当し、かつ、所有を行っていないことが適当であると認められる場合には、この限りではありません。

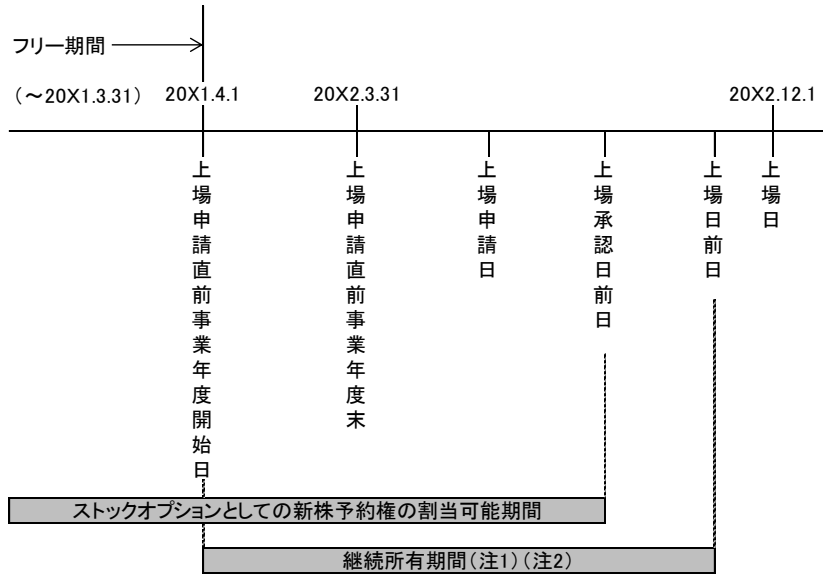
- ・ 割当てを受けた者が、その経営の著しい不振によりストックオプションとしての新株予約権の行使若しくは転換に伴い交付を受けた株式若しくは新株予約権又は当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権（以下「ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等」といいます。）の譲渡を行う場合
- ・ その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

なお、申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者が、継続所有期間内において、当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を東証に提出し、当該書面を公衆縦覧に供することに同意することが必要です。

また、申請会社は、ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に関して東証から照会を受けた場合には、必要に応じてストックオプションとしての新株予約権の割当てを受けた者に対し、当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況に係る確認を行ったうえで、遅滞なく当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等の所有状況を東証に報告する必要があります。

(規則第 261 条)

<参考>ストックオプションとしての新株予約権の割当及び継続所有に関する規制の概略



(注1) 上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において割り当てたストックオプションとしての新株予約権(当該ストックオプションとしての新株予約権に係る取得株式等を含みます。)が対象となります。

(注2) 割当日から上場日の前日までが継続所有期間となります。

(4) 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載等について

a. 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載

申請会社は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による募集株式の割当て又は新株予約権の割当て（以下「第三者割当等による募集株式等の割当て」といいます。）を行っている場合には、当該第三者割当等による募集株式等の割当ての状況を東証が適当と認める書類に記載する必要があります。ただし、申請会社の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りではありません。

（規則第262条第1項）

東証が適当と認める書類とは、「Iの部」をいい、申請会社は、当該「Iの部」の中の「株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」において、価格の算定根拠を記載します。

（規則第262条第2項）

なお、価格の算定根拠の記載に当たっては、「有価証券上場規程施行規則別添7 価格の算定根拠の記載について」及び「具体的記載例」を参考として、投資者にとって分かりやすい内容となるように配慮してください。

b. 第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記録の保存等

申請会社は、上場日から5年間、第三者割当等による募集株式等の割当ての状況に関する記載の内容についての記録を保存する必要があります。

また、申請会社は、この記録について、東証が必要に応じて行う提出請求に応じなければなりません。

東証は、申請会社が記録の提出に応じない場合は、当該申請会社の名称及び提出請求に応じない旨を公表することができます。

また、東証は、提出された記録を検討した結果、株式等の移動の状況に関する記載の内容が明らかに正確でなかったと認められるときは、当該申請会社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができます。

（規則第263条）